

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第七十三条第二項の規定に基づき、鉄筋の継手の構造方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

鉄筋の継手の構造方法を定める件

第一 本基準は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造に使用する主筋又は耐力壁に使用する鉄筋（以下「主筋等」とする。）の圧接継手、溶接継手及び機械式継手に適用する。ただし、鉄筋の継手における耐力、靱性及び付着に関する特別の調査又は研究に基づく継手の構造方法を用いる場合にあつては、この限りでない。

第二 圧接継手にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 圧接部の膨らみの直径は主筋等の径の一・四倍以上とし、かつ、その長さを主筋等の径の一・一倍以上とする。

二 圧接部の膨らみにおける圧接面のずれは主筋等の径の四分の一以下とし、かつ、鉄筋中心軸の偏心量は、主筋等の径の五分の一以下とすること。

三 圧接部は、強度に影響を及ぼす折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠陥がないものとする。

第三 溶接継手にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 溶接継手は突き合せ溶接とし、当金として鋼材又は鋼管を用いた溶接とすること。ただし、径が十六ミリメートル以下の主筋等の場合にあつては、重ねアーク溶接継手によることができる。

二 溶接継手の溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとする。

第四 機械式継手にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 カプラ等の接合部分は応力の小さな位置に設け、継手を行う主筋等の降伏点以上の降伏点を有する材料を用いること。やむを得ず、応力の小さな位置に設けられない場合には、継手を行う主筋等の降伏点の一・三五倍以上の降伏点を有する材料を用いることとする。いずれの場合においても、接合部分は構造耐力上支障のあるすべりを生じないように固定したものとすること。

- 二 モルタル、グラウト材その他これに類するものを用いて接合部分を固定する場合にあつては、当該部分の強度を一平方ミリメートルにつき五十二ニュートン以上とすること。
- 三 トルクの導入によつて接合部分を固定する場合にあつては、そのトルク値を以下の式により計算した数値以上の数値とすること。

$$T=10 \times a \times \phi$$

この式において、 T 、 a 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- T 固定部分の最低トルク値（単位 ニュートンメートル）
- a 主筋等の断面積（単位 平方ミリメートル）
- 主筋等の径（単位 ミリメートル）

- 四 圧着によつて接合部分を固定する場合にあつては、カプラ等の接合部分を鉄筋に密着させるものとする。